



古代くん情報局 2

後期高齢者医療の保険料に関するお知らせ

◆ 保険環境課 医療介護保険係

保険料の納付方法について

保険料は原則として年金天引き（特別徴収）で納めます。（※年金額によっては納付書で納付）
但し、口座振替での納付に変更することができます。手続きの方法等、詳しくはお問合せください。
※口座振替に変更する場合は、年金天引きが中止されるまでに2カ月ほどかかります。

保険料の軽減について

◆均等割の軽減

◆ 対象となる方

- ① 世帯の所得が下表の基準に該当する方。

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	【軽減基準】 同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額（※）の合計額
9割軽減	5,093 円	【33万円（基礎控除額）以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】の方
7割軽減	15,280 円	【33万円（基礎控除額）以下の方
5割軽減	25,467 円	【33万円（基礎控除額）+24.5万円×被保険者（世帯主を除く）数】以下の方
2割軽減	40,748 円	【33万円（基礎控除額）+35万円×被保険者数】以下の方

※軽減対象所得金額とは、総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合は「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、異なる場合があります。

- ② 後期高齢者医療制度加入日の前日において被用者保険（※）の被扶養者であった方については、平成21年度は9割軽減されます。

※被用者保険とは、国民健康保険・国民健康保険組合以外の健康保険をさします。

◆所得割の軽減

◆ 対象となる方

- ① 公的年金収入額が211万円までの方など、平成20年中の総所得金額等が91万円以下の方は、平成20年度と同様、所得割額が5割軽減されます。
- ② 後期高齢者医療制度加入日の前日において被用者保険の被扶養者であった方については、後期高齢者医療制度加入日から2年間は、所得割額の負担はありません。

問合せ先 桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65-1097